東委員(民主県政会)

令和7年3月13日 <u>教育長職務代理者答弁実録</u> (教育委員会)

(問) 教員の精神疾患による病気休職の影響について

教員の精神疾患による病気休職は、児童生徒や学校、教育行政に、どのような影響が出ると考えているのか、教育長に伺う。

(答)

学校教育は、教員と児童生徒との人間的な触れ合いを通じて行われるものであることから、教員が心身ともに健康で意欲的に教育に携わることが極めて重要であり、教員が精神疾患により病気休職となることは、教員自身だけでなく、児童生徒の教育、学校、教育行政への影響も少なくないものと認識しております。

教員が休職した場合の児童生徒への影響といたしましては、担任や教科の 担当者等が年度の途中で交替することになることから、児童生徒にとって、 代わりの先生と人間関係を築き直すこととなるほか、時間割の変更や授業の 進め方が変わることなどにより、学習のペースや環境の変化が生じることが ございます。

このため、学校におきましては、児童生徒の学校生活に極力支障が生じないよう、児童生徒の個別の状況を引き継ぎながら、一時的に他の教員が授業などを行い、他の教職員も学年や学級の枠を超えて意識的にサポートするための声をかけたり、管理職が支援やフォローを行ったりするなど、児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、学校全体で取り組んでいるところでございます。

行政的な対応といたしましては、学校における勤務経験者などに依頼したり、大学等を通じて希望者を紹介していただいたりするなど、あらゆるルートを通じて代員の確保に努め、教育活動への影響が極力生じないよう取り組んでいるところでございます。